八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾道夫
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日発行）
発行部数　27,000
定価　一部5円

6月1日から全市域に実施

健康で明るい生活を守る国民健康保険

みんなが被保険者

職場加入者は除外

当市の国民健康保険は、いよいよ来月一日から全市域にわたつて実施されます。

国民健康保険は「国民の健康を守り、生活困窮の最大原因である病気や、けがなどによる経済負担を少しでも軽くして生活の安定をはかるため、みんなの力でつくる相扶共済の制度」です。皆さんのご協力で立派な制度にして下さい。

来月から行なわれる国民健康保険は、市内に住所を持つ方は、好むと、好まないとを問わず、被保険者にならなければなりません。従つて、自分が健康であるからとか金持であるからといつて国民健康保険に加入しないわけにはいきません。これは国民すべて健康で明るい生活を守るため、お互の助け合いの精神をもとにした制度だからです。

また学校へ行くために、他の市町村に下宿している方も、原則として親もとの世帯員として、国民健康保険の被保険者となります。

ただし、現在勤務先で健康保険に加入している方、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合などの組合員、日雇労働者健康保険の被保険者手帳を受けて一年を経過しない方などとこれらの被扶養者国民健康保険組合の被保険者など健康保険による医療保障を受けている家族と生活保護を受けている家族は、国民健康保険には加入する必要がありません。

十日以内に届出を

被保険者の移動

転入や出産などで、市内に住所を持つようになつた方、社会保険や生活保護の適用を受けなくなつた方は、その日から国民健康保険の被保険者になります。

一方被保険者であつた方が、転出したり、死亡して市内に住所がなくなつたとき、社会保険に加入したり、生活保護の適用を受けて三カ月を経過したときは、その翌日から国民健康保険から除外されます。

この場合の「住所」とは生活の本拠をもつて住所とし、住所の知れない場合は、その居住を住所とみなします。住所の事実認定は客観的に決定します。

国民健康保険の被保険者の資格を持つ方ができたとき、また国民健康保険の被保険者がその資格を失つた方があるときは、その世帯の世帯主は被保険者証を持参のうえ十日以内に届出なければなりません。また被保険者が資格を取得するときに届出た事項に変更があつたときも、その世帯主は十日以内に届出て下さい。

修学のため、親もとを離れて下宿している方でも、修学前に親と同じ世帯にいた方は、八尾市の被保険者となるわけですが、このような事情が生じたとき、またはなくなつたときは、世帯主はこのことをすぐに届出なければなりません。これらの届出の時には、必ず被保険者証と印鑑をご持参のうえ国民健康保険課の窓口か各出張所へお越し下さい。

以上の場合の「世帯主」とは、主として世帯の生計を維持する方で、保険税の納税義務者となります。

人権擁護相談

とき　六月十七日（二時―四時）

ところ　八尾市役所

人権を犯されてお困りになつておられる方はご相談においで下さい。

相談内容の秘密は固く守ります。

南高安、高安地区のみなさんへ

国民健康保険を全市域に実施する新しい条例が施行されますと従来の受診証は廃止され、新しい被保険者証と切り替えられますから、古い受診証は診療所または出張所へお返し下さるようお願いします。

新しい条例によりますと、健康保険などほかの社会保険の被扶養者は国民健康保険から除外されますが、現に療養の給付を受けておられる方に限り、その病気やけがについて初めて療養の給付を受けた日から三年間引続いて給付を受けることができます。南高安、高安地区の社会保険の被扶養者で現に国民健康保険の療養の給付を受けておられる方は、六月十日までに印鑑、受診証それに医師の証明書をご持参のうえ国民健康保険課へ届け出て下さい。

もし届け出られない場合は、そのまま被保険者から除外されて給付を受けることができなくなりますのでご注意下さい。

受診中の方は6月10日までに届出を

診療には差別なし

治療費は半額負担

被保険者が病気になつたり、負傷したり、お産をしたときなどに受けるものを保険給付といい、当市では保険給付として次の三種類を定めました。

一、療養の給付

被保険者が病気やけがをしたときの診察と薬剤、治療材料や処置手術などの治療を行ないます。この場合、病気やけがの治療のためには入院もでき、病人が歩くことができないときは移送車も利用できます。このときは事前に国民健康保険課に届け出て承認を受けて下さい。また病状が重く絶対安静を必要とし看護婦が常に監視をしなければならない時などは、特別に看護婦もつきます。

ただし、往診や健康診断、診療以外の薬品や売薬、歯科診療の補綴のうち金属の使用などの給付は受けられません。

保険で治療を受けると制限があつて良い薬が貰えないなどといわれたりしていますが、現在の近代医学で認められる十分な診療には制限なく、病状に適した医療であれば、どんな高価な薬でも使われます。また被保険者が医師にかかる場合は知事が認めた大阪府下の病院、診療所、一般の開業医または薬局に被保険者証を出せば、どこででも自由に診てもらえます。

ただし歯科診療の補綴を受けるときは、市の定める歯科医で診療を受けて下さい。この場合いつたん治療費の全額をお支払いになつて、その領収書と印鑑を持つて国民健康保険課へ届けていただきますと半額を払い戻しします。また被保険者が旅行先で急に発病したときとか、交通事故などのような緊急やむを得ないときも、いつたん全額をお支払いになり、後で国民健康保険課までおいで下さい。

被保険者が療養の給付を受けたときは、世帯主はその治療費の半額を一部負担金として、医者に支払わなければなりません。看護、移送の場合は直接国民健康保険課へ納めていただきます。結核予防法の適用を受けておられるときは、手術、パス、マイシンなどの費用の半分が国から支給されますから、残りの半額即ち全額の四分の一だけを被保険者が負担されればよいことになつています。

診療を受けたが貧困のため、一部負担金をどうしても払えないという方には、申請によつて減額や免除することもあります。なお、被保険者が病気にかかり医者に診てもらえるのは同じ病気で連続三年間で、三年たてばその病気に対しての給付は打切られます。

二、助産費の支給

被保険者がお産をされたときは印鑑を持つて、国民健康保険課窓口または各出張所へおいで下されば助産費として千円をお渡しします。

三、葬祭費の支給

不幸にして願わぬことですが、被保険者が死亡されたときも、印鑑と被保険者証を持つて国民健康保険課窓口か出張所へお届け頂きますと、葬祭費として二千円をお渡しします。

健康診断や講習会

病気予防に保健活動

医療の給付は事後の措置であつて、事故を予防することこそ国民健康保険の真の目的です。当市の国民健康保険では、病気やけが、分娩、死亡に対する給付だけでなく、病気を予防し、健康の増進をはかるために保険施設を行います。

定期的、または臨時に健康診断を行なつて、発見された病気をすぐに追い払う療養の給付を行なつたり、伝染病が発生したときの予防注射や、消毒薬の撒布。お産前後の定期的な検診や保健婦の巡回指導による乳幼児、妊産婦の保護のほか栄養改善の講習会、環境衛生の巡回指導などにより、市民の健康の増進に役立つような活動を行ないます。

世帯主に課税

納税は毎月払で

国民健康保険税

国民健康保険の運営費用は、国と府の負担金とみなさんの保険税によつてまかなわれます。この保険税は目的税として国民健康保険の特別会計に収入されて、みなさんの健康と生活を守る財源となります。また、この税は市民税と異なり、経済能力に応じて割出す応能主義と受ける利益の限度をこえることができないという応益主義との二つを加味した計算で賦課されることになります。保険税は世帯主課税主義となつていますから、国民健康保険の被保険者である世帯主は勿論、世帯主は被保険者でないが、世帯内に被保険者があるときも、その世帯主に課税されます。

保険税の計算は、所得割額五〇パーセント、被保険者均等割額三五パーセント、世帯別平等割額一五パーセントとして行なわれます。所得割額は、世帯主と世帯員である被保険者の課税総所得金額（地方税法第二九二条第四号但し書）に税率百分の二・六を乗じて算定します。この場合、被保険者でない世帯主には、その世帯に応じて減額されます。

被保険者均等割額は、被保険者一人一人にかかるもので一人年額四三〇円、世帯別平等割額は、一世帯当り年額七四〇円となつています。以上の所得割、均等割、平等割を合計した額が保険税としてかかる訳ですが、所得のない方、所得の少ない方で控除額を差引くと課税総所得金額がなくなる方は、均等割と平等割だけを納めていただけばよい訳です。なお、一世帯当り最高保険額は年額五万円です。

保険税の納付は、毎月十六日から月末までの間に納めていただきます。徴税令書が行きましたら市役所、出張所、市内の各金融機関、市内各農業協同組合、各郵便局へできるだけ早くお納め下さい。

納税組合

保険税の納税成績の良い悪いが、みなさんの健康と生活を守る保険事業の運営に大きく影響しますので、なるべく納めやすくするよう、全市に納税貯蓄組合を設置する計画を立てています。組合結成にご協力下さい。

国民健康保険説明会

国民健康保険制度の趣旨を十分にご理解いただくため、各地区で説明会を開いていますので、近くの会場にこぞつてご出席下さい。なお、説明会にはニュース、日活映画〝倖せは俺らのねがい〟などが上映されます。二十日以後の説明会場はつぎの通りです。

20日	水	久宝寺中学校
21日	木	安中小・竜華中学校
22日	金	竹渕小学校
23日	土	大正小学校
24日	日	志紀小学校
25日	月	曙川小学校
26日	火	南高安公民館
27日	水	中高安小学校
28日	木	用和小学校
29日	金	西郡小学校

いずれも時間は午後七時から

相談室だより

ゴミ箱の塗料をもらいたい

（問）ある地区では、婦人会などで市からコールタールをもらい、ゴミ箱に塗つているが、わたしの地区にももらえないか。

（答）ゴミ箱の塗料をお渡ししたのは「昆虫駆除推進地区」で、府と市が助成している地区だけで、あなたの地区はまだ推進地区に指定されていませんので、せつかくのお申越しですがお渡しすることができません。では、地区の方々の手で積極的に蚊・ハエの駆除が行なわれ、月間の行事として道路、溝などが清掃され、市としても推進地区に対しては薬剤あつせん、一部補助などを実施しています。

市では、環境衛生の向上を計るため、去る三十年から「蚊とハエをなくする運動」をよびかけ、現在市内には七カ所（最少地区で九十世帯）が指定されていますが、なお、こんど全市が推進地区の指定を受けられるよう強く望んでいます。推進地区の指定（府で認可）を受けるには地区をまとめる責任者が月間の清掃スケジュールを組んで市衛生課に申込まれればよいのです。住みよい街づくりに皆さまのご協力をお願いします。

（衛生課）

被保険者証は大切に

被保険者証は病気やけがのときお医者さんで診療を受けるとき、それに助産費や葬祭費の請求のときにはなくてはならない大切なものですから、日頃から一定の場所に保管しておいて下さい。

もし被保険者証をいためたり、失つたりしたときは、印鑑をご持参のうえ国民健康保険課の窓口へ申し出て再交付を受けて下さい。

被保険者証を他人に貸し与えたり、譲渡したりすると法律によつて罰せられます。お医者さんで診療を受けられたときは、その都度記入してもらい、被保険者証をかえしてもらつて下さい。

職員採用試験

人事課では、次の通り一般から職員を募集することになりました。

受験資格

A試験　大学または短期大学を昭和三十三年三月以降に卒業した方

B試験　高等学校を昭和三十三年三月以降に卒業した方、ただし当市で臨時職員または従業員として勤務している方については卒業年次を問いません。

採用人員

事務職員　大学・短大卒若干名
　　　　　高校卒　若干名
土木技術職員　高校卒　若干名

試験区分

第一次試験　筆記試験
第二次試験　口述試験、身体検査、身上調査

試験日時と場所

第一次試験　六月七日午前九時　成法中学校
第二次試験　六月二十九日午前九時市役所で行なわれます。

合格者の発表

第一次試験の合格者には、文書で通知し、第二次試験の合格者には文書で通知するとともに市役所前掲示板に発表します。

受験の申込

受験を希望される方は、受験申込書に卒業証明書を添付して六月五日までに人事課へ提出して下さい。なお、卒業証明書を期日までに提出できないときは人事課までその旨申出て下さい。

6月2日は ✓

参議院　地方区
　　　　全国区

選出議員通常選挙の投票日です

棄権しないで公明正大な人を選んで明るい
住みよい社会を築きましょう

八尾市選挙管理委員会

第一次事務改善

展開後2カ月の現況

好感と信頼の窓口へ

常時改善へ第一歩

当市は市制を施行してから十二年目を迎えました。過去十一年間、市議会議員を初め市民各位の不断の絶大なご支援によって建設時代にありがちな幾多の悪条件を克服し、数次の隣接町村の合併を重ね、しかも全国稀に見る均衡財政を維持しつつ人口十二万を擁する近代中堅都市としての基盤を整えることができました。しかしながら前途には幾多の困難が横たわり、重要事業が山積していて、市の任務は質的にも量的にも増大しています。これらの行政事務の処理にあたっては、積極的にその施設やサービスの内容の近代化をはからなければなりません。そのためには先ず役所組織の合理化と、事務処理方式の能率化が絶体的に必要です。

当市では改善のための調査研究をして市の実態に即応した具体的計画を立案し、多くの人達からのご理解とご支援に励まされて、強い信念と熱意に燃えて準備を進めとりあえず市民のみなさんと密接な関係のある窓口事務の集中管理を第一義的とする事務改善を去る三月一日を期して実施しました。

事務改善の実施には必ずといっていいほど批判とか摩擦は免れることはできません。とくに役所の組織と事務処理方式が、過去幾十年にわたる長い歴史と伝統の中で築きあげられてきただけに、これを変革することはまさに大事業です。これは一挙にできるものではなく、不断の反省と創意工夫を加え、研究と努力を重ねて常時改善をしなければなりません

三月一日に展開しました事務改善は役所組織や事務処理方式の合理化、能率化の足がかりをつくったに過ぎない程度のものですが、過去二カ月余りの新しいシステムによる運営において、部分的に当初の方針を変更せざるを得ない点も生じましたが、誤りは誤りとして率直に是正しました。

みなさんのご理解を得てとにかく第一次事務改善は、ようやく軌道に乗ってきましたので、ここで役所の窓口を改めてご紹介し、みなさんのご便宜に資するとともに、好感をもたれ信頼される窓口にするために職員一同努力をしていますので、なお一段のご理解とご協力をお願いします。

座って用件を傳えていただく市民課窓口

窓口を一階に集中　取扱事務の案内

税務課

① 固定資産税係

▼固定資産税、都市計画税の課税に関する証明願の受付と証明書の交付

▼土地、家屋、償却資産などの物件の内容に関する証明願の受付と証明書の交付

▼土地、家屋、償却資産などの課税台帳と土地、家屋台帳副本並びに土地の地積図、家屋の平面図の閲覧の受付

▼地代、家賃統制令に関する計算方法などの指導

▼固定資産税と都市計画税に係る異議の申立、減免の申請の受付

② 市民税係

▼市民税（府民税を含む）の課税に関する証明願の受付と証明書の交付

▼市民税に係る異議の申立、減免の申請などの受付

③ 税政係

▼軽自動車税の内の原動機付自転車の新規購入による取得、譲受による取得、売渡しによる消滅、廃車による消滅など原動機付自転車の所有権の異動に関する申告の受理

▼軽自動車の物件、課税、申告などに関する証明願の受付と証明書の交付

▼自動車の「試運転を行なう場合」「登録または車両検査のための回送」などの場合の臨時運行の許可申請の受付と許可証の発行

▼軽自動車税、市たばこ消費税電気ガス税に対する異議の申立、減免の申請受付

徴税課

④ 納税普及係

▼市税（市民税、固定資産税、軽自動車税など）の収納

▼市税の納税に関する証明願の受付及び証明書の交付事務

明るい市民相談室

市民課（元戸籍課）

市民係

⑥（イ）受付

▼戸籍謄抄本及び記載事項証明の請求受付

▼住民票謄抄本及び記載事項証明の請求受付

▼印鑑証明書の交付請求の受付

▼身元証明書及び一般諸証明の請求受付

▼住民異動届（転入、転出、転居）の受付

▼出生、死亡、婚姻などの届の受付

▼埋火葬許可書及び市営火葬場使用申込の受付

▼じんあい処理並びにし尿汲取申込の受付

⑤ 交付

▼外国人登録に関する事務

でき上った書類は、この窓口でおわたしします。

（手数料、使用料の納入は、これまでいちいち収入証紙を買っていただいていましたが、これを改めて金銭登録器（キャッシュ・レジスター）により「レシート」を領収証の代りにお渡しいたします）

このほか、資料センターと、第一資料係、第二資料係、整備係があり、窓口事務運営の円滑をはかっています。

⑦ 国民健康保険課

国民健康保険課窓口（六月一日から）

▼被保険者資格の全部取得に伴う被保険者証の発行（全戸転入、社会保険離脱、生活保護廃止）

▼被保険者資格の一部取得に伴う被保険者証の訂正（一部転入、出生、社会保険離脱、婚姻、養子縁組、離婚、離縁）

▼被保険者資格の全部喪失に伴う被保険者証の回収（全戸転出、社会保険加入、生活保護適用、死亡）

▼被保険者資格の一部喪失に伴う被保険者証の訂正（一部転出、社会保険加入、死亡、婚姻、養子縁組、離婚、離縁）

▼右のほか、被保険者証の記載事項の変更届

▼被保険者が分娩、死亡したときの助産費、葬祭費の支給

▼被保険者証の再交付

▼そのほか国民健康保険に関する証明書の交付

広報課

⑧ 市民相談室

市のいろいろな仕事についてのご意見、ご要望とかご不審なこと、ご不満なことがあれば、この室で市の職員がひざつき合せてお聞きし、お答えするみなさんの応接室です。市域のすみずみから大小さまざまな生の声を一つでも多くお聞きして、それを市政に反映させ、みなさんの好意と信頼と協力を得られるように努力しています。

なお、この室では次の事務も担当しています。

▼自治振興委員会の事務

▼人権擁護委員会の事務

▼庁内案内と荷物の預り

▼私用電話の利用

そのほか、市役所以外の官公衙へのご意見とかお問合せなどもお取り次ぎしています。

⑨ 待合室

ご来庁の用務を果すまでの待合、みなさん方どうしの待合せ、市職員との私的な面接、そのほか休憩などにご自由にご利用下さい。

⑩ 案内所

玄関口で、来庁された方の案内に当っています。

▼庁内各課（係）の位置及び庁外の市の事務所並びに他の官公衙の位置などの案内

▼市の行事、会議、催物などの会場案内

▼手荷物の預り

会計課

⑪ 市金庫

▼市へ納めていただく税金などの収入事務

⑫ 会計係

▼市が購入した物件に対する代金の支払事務

⑬ 用度係

▼物品の購入、修繕並びに印刷などの発注事務

物品管理係

▼物品の検収、出納及び保管などの事務

この課は市といろいろな取引されている業者の方の窓口であり、その内にある市金庫（銀行の出先）の窓口は午前九時から午後三時まで現金の出納を取扱っています。

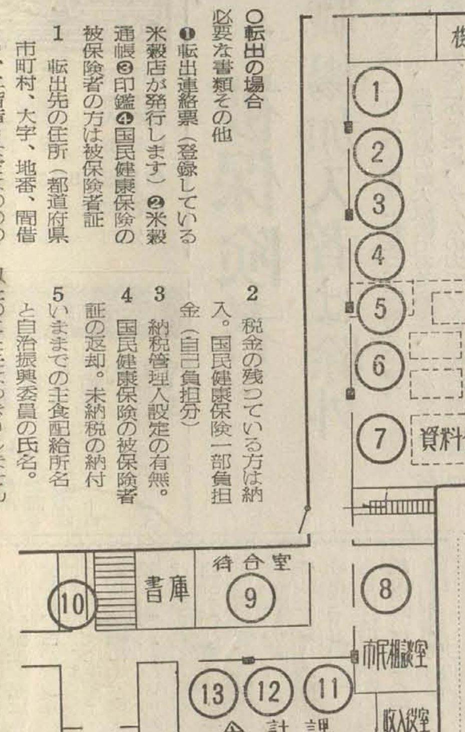

本庁一階の南側平面図

市民生活に最も関係の深い窓口を一階南側に集中しました。図の中の数字は、各窓口（係）を表わした記事の中の数字と同じです。

転入転出の手続

○転入の場合

必要な書類その他

❶転出証明書（旧住所の市町村長発行）❷米穀通帳❸印鑑❹国民健康保険加入の世帯に入る方は、その被保険者証

1 住居の町名地番とお宅附近の略図

2 独立家屋、間借り、二階借りなど（間借り、二階借りなどは○○○方）と明記

3 国民健康保険資格の有無

4 じんあい、し尿汲取の申込の有無

5 飼犬の登録

6 水道の申込み。

7 主食配給所の名称。

8 地区の自治振興委員

9 職業及び勤務先の所在地及び名称

○転出の場合

必要な書類その他

❶転出連絡票（登録している米穀店が発行します）❷米穀通帳❸印鑑❹国民健康保険の被保険者の方は被保険者証

1 転出先の住所（都道府県市町村、大字、地番、間借り、二階借りなどは○○○方）を明記。また附近の略図。

2 税金の残っている方は納入。国民健康保険一部負担金（自己負担分）

3 納税管理人設定の有無。

4 国民健康保険の被保険者証の返却。未納税の納付

5 いままでの主食配給所名と自治振興委員の氏名。

以上のことをはっきりしませんと転出入の窓口事務が円滑を欠きますからご協力下さい。

出先機関の窓口

出張所

所名	所在地	電話
竜華	太子堂二三一	二七一八
久宝寺	久宝寺二三三五	二三三三
西郡	西郡九七一	二五六八
大正	太田一三一	二五〇一
山本	山本二九一	二七三六
竹渕	竹渕四六	四八六八
南高安	恩智一一六五	七〇四四
高安	服部川一九〇	八〇一三
曙川	八尾木二七八	三四五六
志紀	田井中三三	（柏原）一五二

以上十カ所の出張所では、本庁窓口の延長として、今までどおり住民登録、印鑑、主食配給と戸籍事務の取扱いをしています。ただし戸籍の抄本交付は、午前中に受付たものは午後、午後に受付たものは翌日になります。これは、出張所には、本庁で保管されている原本の写本を備付ていますので、謄本の交付はその写本に年月日を記入してすぐにおわたしできますが、抄本交付は本庁保管の原本によって作成しなければなりませんので連絡の時間が必要なわけです

一方地区の市民相談室としての性格は今までより強くなり、出張所で受付ける市民の声は、本庁相談室と同じ市民相談カードに記入し、本庁の市民相談カードと共に、統一ある管理の下に組織的に処理されています。

出張所と本庁とは常に密接な連絡を保ち、市行政の徹底と市民サービスの向上に努めています。即ち急ぐ問題や簡単なものは、その都度電話で連絡されていますが、これら口答連絡のほかに、記録と備忘のため、禁口伝票を使用し、戸籍、住民登録の謄抄本の送達と共に書類連絡は朝昼二回の定期便で行っています。

福祉事務所

八尾四九　電話二二六四　二三八四

福祉事務所は、地方事務所の前にあり、本庁と離れていますが、ここでは次のような事務を行っています。

○生活保護に関すること

○児童福祉に関すること

○身体障害者福祉に関すること

○母子福祉に関すること

○戦傷病者、戦没者、遺族に関すること

○社会福祉協議会に関すること

○民生委員、児童委員に関すること

○引揚者留守家族に関すること

○共同募金、日赤募金に関すること

○社会福祉事業施設に関すること

○災害救助に関すること

○公益質屋に関すること

○行旅病人、行旅死亡人に関すること

○更生資金の貸付に関すること

○保護司会と浮浪者の保護更生に関すること

○そのほか福祉事務に関すること

水道事業所

大信寺四九　電話三六二七　三八六二

水道事業所も本庁から離れていますが、当市の上水道事業は、昭和三十二年四月から公営企業法の規定を適用し、上水道に関する全ての事務をここで行っています。また、八尾、竜華の両水源地と南高安、高安、志紀の簡易水道水源地、水質試験室をも所管しています。水道事業所で取扱う窓口事務には、次のようなものがあります

○給水装置の使用開始または中止の届出

○使用料、手数料の徴収

○水道工事の申込

市立病院

太子堂一二二　電話三五六一―三

診療科目　内科　外科　整形外科　産婦人科　小児科　眼科　皮膚泌尿器科　耳鼻咽喉科　放射線科　歯科

基準看護　基準給食　健康保険甲点数表採用

役所事務の合理化に伴い、市立病院でも、今年四月から西郡、大正、南高安、高安の四診療所を病院の所管に切替えました。今までは西郡、大正の二診療所が衛生課、南高安、高安の二診療所が国民健康保険課の所管となっていましたが、これらの全てを病院の所管とし市立の医療機関の総合的な運営によって、周辺地区への医療の徹底と病気の予防を図るためです。

四つの診療所の概要は次のとおりです。

西郡診療所　八尾市一〇〇九　電話三一六〇
診療科目　内科　小児科

大正診療所　太田一三一　電話二五〇一
診療科目　内科　小児科

南高安診療所　恩智一〇一五　電話七〇六四
診療科目　内科　小児科　外科　歯科　レントゲン科

高安診療所　服部川一九〇　電話八一〇二
入院設備あり
診療科目　内科　小児科